

伊豆市地下水採取適正化に関する条例（平成16年4月1日条例第120号）

最終改正：

改正内容：平成16年4月1日条例第120号

○伊豆市地下水採取適正化に関する条例

平成16年4月1日条例第120号

伊豆市地下水採取適正化に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、特定の地域について、地下水の採取の適正化を図ることによりその水源を保全し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が5平方センチメートル以上のもの及び動力を用いないで地下水を採取するための施設であって、導水設備の導水口の断面積（導水口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が5平方センチメートル以上のもの（河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

（規制を行う地域の指定）

第3条 この条例の規定により地下水の採取を規制する地域は、伊豆市の地域内において地下水を採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、地盤が沈下し、又は地下水の相互干渉が著しく生じている場合及びこれらの現象が生じるおそれがある場合において地域を定めて規則で指定する。

（地下水の採取の許可）

第4条 前条の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内の井戸により地下水を採取しようとする者は、井戸ごとに設置するストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積（動力を用いない場合においては、導水設備の導水口の断面積。以下同じ。）を定めて、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸（以下「許可井戸」という。）のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可に地下水採取の適正化を図るため必要な条件を付することができる。ただし、その条件はその許可を受けた者（以下「採取者」という。）に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（経過措置）

第5条 新たに指定地域となった際に当該地域内の井戸で揚水機の吐出口の断面積が5平方センチメートル以上のものにより地下水を採取している者は、前条第1項の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して1月以内に規則で定めるところにより、当該井戸について市長に届け出なければならない。

3 前条第1項後段の規定は、前項の規定により届け出た井戸に準用する。

（氏名等の変更の届出）

第6条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の承継）

第7条 採取者から許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可井戸に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続、合併又は分割（当該許可井戸を承継させるものに限る。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可井戸を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（許可の失効）

第8条 採取者がその許可井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該許可井戸に係る第4条第1項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1）許可井戸により地下水を採取することを廃止したとき。

- (2) 揚水機の吐出口の断面積又は導水設備の導水口の断面積を5平方センチメートル未満としたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、許可井戸を廃止したとき。

(許可の取消し)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定により付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

(採取者に対する緊急措置)

第10条 市長は、予想することができなかつた特別な事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができる。

(資料の提出及び立入調査)

第11条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水を採取する者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員に他人の土地に立ち入らせて、井戸に関する調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日の5日前までに、その旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の許可を受けずに指定地域内の井戸により地下水を採取した者
- (2) 第5条第2項、第6条、第7条第3項又は第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第10条の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第11条第1項の規定による資料の提出を拒み、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の土肥町地下水採取適正化に関する条例（昭和47年土肥町条例第11号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。